

● 北斗市教育大綱について

大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年4月から新しい教育委員会制度に移行することとなり、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や施策の方針を定めた教育大綱を策定することが義務付けられた。

北斗市では、同法に基づき総合教育会議を設けて、北斗市教育大綱の策定に関する協議を行い、北斗市の実情に応じた大綱を策定することとした。

大綱の対象期間

国の「第2期教育振興基本計画（平成25年度～29年度）」や「北海道教育推進計画（改定版）平成25年度～29年度」、「北海道総合教育大綱（平成27年度～29年度）」を考慮して、この大綱の対象期間についても、平成27年度から29年度までの3年間とします。

基本目標 （北斗市民が目指す北斗市教育の姿）

心豊かで、たくましく未来をいきる資質・能力を育む教育の推進

基本方針 （基本目標実現のために取り組む教育施策の柱として6つの柱）

1 社会を生きる教育活動の推進

施策1 確かな学力を育む教育の推進

施策2 人の痛みがわかる豊かな心を育む教育の推進

施策3 健やかな体を育む教育の推進

施策4 一人ひとりの学びを保障する特別支援教育の推進

2 ふるさと「北斗」に誇りをもてる教育の推進

施策5 ふるさと「北斗」のまちづくりを促す教育の推進

施策6 ふるさと「北斗」の自然環境を守ろうとする教育の推進

施策7 ふるさと「北斗」の未来を拓こうとする教育の推進

3 学校・家庭・地域が支えあい、つむぎあう教育の推進

施策8 地域総がかりの教育活動の推進

施策9 園と小など学校間の連携強化の推進

4 子どもたちが安心して学べる教育環境整備・充実の推進

施策10 安心・安全に子供の学びを保証する教育環境の推進

施策11 小規模化が進む公立学校の魅力ある教育活動の推進

5 地域の教育力向上と生涯学習の推進

施策12 地域を元気にする生涯学習や社会教育などの推進

施策13 子育てや家庭教育支援の推進

6 市民が主体的にかかわる芸術・文化の振興とスポーツ活動の推進

施策14 文化芸術鑑賞機会の充実と文化財の保護と保存の推進

施策15 生涯スポーツの推進とスポーツ施設の充実

